

第Ⅷ章 西方遺跡第15次確認調査

第1節 調査にいたる経緯と経過

1-1. 調査にいたる経緯(表11)

土地所有者から茅ヶ崎市下寺尾342番1における公有地化について相談を受けた茅ヶ崎市教育委員会は、当該地が『史跡「下寺尾官衙遺跡群」保存活用計画』における今後現状保存を目指す地区に位置していること、「史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値である環濠集落の内側に位置していることを確認した。このため、本地点においても遺跡が存在する可能性が想定され、神奈川県教育委員会に追加指定の手続きの相談を行った。

その結果、遺跡内容が開発行為等により失われていないことを確認する必要性を指摘され、堆積土の残存状況確認調査を実施することとなり、土地所有者の協力を得て、表土および近現代攪乱層を除去し、それ以下の堆積土を確認するための調査を実施することとした。

1-2. 調査地点の現況と調査区の設定(第5図、図版2)

現況は宅地であり、調査地点の標高は約13.7mを測る。敷地東側は市道0111号線(香川駅前通り)の坂道で、比高約2.5mの斜面をコンクリート擁壁と土手で支えている。

対象地には木造2階建ての民家が残されており、南側の空いた部分に1m×0.5mの調査区を設定した。したがって、調査面積は0.5m²である。

1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会

調査担当 加藤大二郎(社会教育課)

調査補助 高橋桃子(社会教育課)

調査支援 株式会社カナコー

表11 発掘調査に係る調整および届出等の文書7(第15次確認調査)

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 埋蔵文化財所在有無の照会					
所在有無の照会			事業主	市教委	

*名称・職名の略記

市教委：茅ヶ崎市教育委員会

1-4. 調査の経過

確認調査は令和5(2023)年5月16日に実施した。現地へのアクセスは市道から上がる階段のみで、調査区も狭小であることから掘削はすべて人力で行った。

地表から0.05mほどで調査区南西隅にコンクリートが埋められていた。北西隅は地表下約0.1mまで下げたがコンクリートが崩落する可能性があったため、調査区西側の約0.2mは掘削を諦めた。

深度約0.9mで表土層を抜け、相模野台地の標準土層が認められたことから掘削を終了した。

平面測量は、周辺調査で使用した既知点から調査区付近に機械点を移動し、トータルステーションで座標値を求めた。同様に、水準測量も既知点からオートレベルで移動し、断面図を作成した。

写真撮影は35mmカラーフィルムと一眼レフデジカメで行った。

第2節 調査区の状況

2-1. 掘削状況と堆積土層 (第31図、図版16)

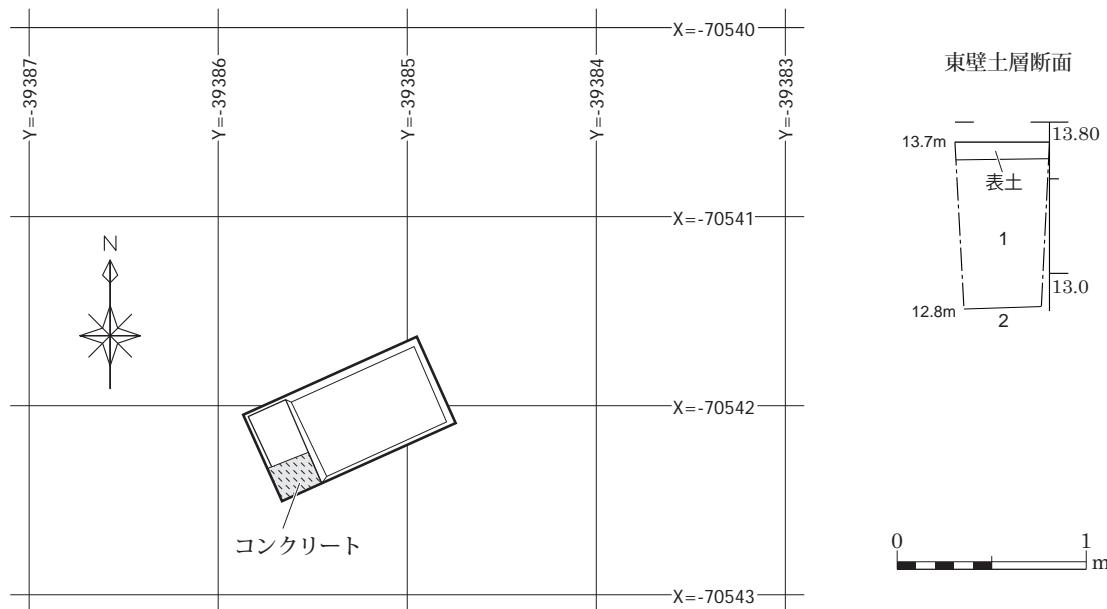
当初の調査区は1m×0.5mで設定したが、前節で述べたとおり一部の掘削を諦めたため、目的の深度まで掘削できた面積は0.4m²である。

深度0.9mまで現代の耕作土相当層で、調査区底面で相模野台地標準土層の残存を確認した。この地点で認識した堆積土の様相は次の通りである。

表土 暗褐色土：しまりあり。粘性弱い。20mm大の礫多く含む。民家の庭として利用されてきた土。

第1層 暗褐色土：宝永テフラを含む。しまり弱い。粘性弱い。標準土層第I層の耕作土と同質であるが、通常の耕作深度の3倍に達することから何らかの行為の結果を示すものの可能性がある。

夾雜物はほぼなく、民家建築時に攪拌されたとは考えにくい。



第31図 第15次調査区平断面図(1/40)

第2層 黒褐色土：しまり強い。粘性ややあり。橙色スコリア含む。標準土層第IV層に相当すると考えられるが、黒色スコリアが観察されていないので第III層に対応する可能性も考えられる。

2-2. 発見された遺構と遺物

本調査において発見された遺構と出土遺物はない。

第3節 小 結

今回の調査は個人住宅の建つ民有地の公有地化を巡って実施されたもので、遺跡の残存状況を把握することを目的とした。宅地庭先の限られた範囲に調査区を設け、人力掘削で約0.9mの耕作土を除去し、堆積土層の観察を行った。

調査の結果、標準土層第I層に相当する宝永テフラを含む耕作土は標準とした層厚よりも厚かったものの、盛り土等の改変は認められなかった。

その下部、調査区底面では第2層とした黒褐色土が広がり、相模野台地本来の堆積土が残存することを確認した。一部含有するスコリアの内容が不明確であるが、標準土層の第III層あるいは第IV層のどちらかと対応する。調査担当者の所見では、周辺調査地点での確認状況から第2層上面が古代遺構の確認面になるとしており、第IV層と捉えるのが妥当かと思われる。

今回の調査では遺構・遺物は確認できなかったが、近接する第5次および第12次確認調査地点の状況等を鑑み、「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」を構成する古代遺構の展開が十分想定された。

さらに、本調査地点の北東28mに位置する第8次確認調査地点では第II章で報告したとおり弥生時代中期の溝状遺構が確認された。このことから、「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の集落範囲が南西方向にも拡大することが明確となり、本地点でも当該期の遺構・遺物が残存すると推測される。

以上のことから、本地点において「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」と「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値が残存している可能性が高いと考えられ、史跡の追加指定および公有地化に向けて地権者、県教育委員会、文化庁と協議を進めることになった。



写真8 調査地点近景〔北から〕